

## 公益財団法人滋賀県スポーツ協会スポーツ仲裁に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人滋賀県スポーツ協会が行ったスポーツ競技またはその運営をめぐる紛争について、スポーツに関する法およびルールの透明性を高め、健全なスポーツの発展に寄与するべく設立された公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の仲裁によって、迅速かつ公正中立に解決することを目的とする。

(仲裁の申立て)

第2条 本会が行ったスポーツ競技またはその運営に関する決定事項に対する競技者等からの不服申立てについては、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に基づいて行われる仲裁により解決されるものとする。

付則 本規程は、令和4年4月1日から施行する。